



山形県公報

平成27年4月14日(火)
第2638号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政改革課) ……567
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……568
- 同……………(同) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……569
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同
- 同……………(同) ……570
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……571

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第440号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。
 なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成28年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成27年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 尾 形 吉 則
住所 山形市小立一丁目4番19号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算
払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人工房せい 鶴岡市大山三丁目36番35号	特定非営利活動法人工房せい 鶴岡市大山三丁目36番35号	生 活 介 護	6名	平成27. 3. 24
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	福祉施設ひよっこり島 酒田市南新町一丁目9番2号	就労継続支援（B型）	10名	同 3. 30

山形県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人光風会 酒田市宮野浦三丁目20番1号	障がい福祉サービス事業所たぶの木 酒田市宮野浦三丁目21番24号	就 労 移 行 支 援	平成27. 3. 27
特定非営利活動法人ぴーす 酒田市下安町15番地の5	ヘルパーステーションぴーす 酒田市下安町15番地の5	居 宅 介 護	同 3. 31
特定非営利活動法人ぴーす 酒田市下安町15番地の5	ヘルパーステーションぴーす 酒田市下安町15番地の5	重 度 訪 問 介 護	同
特定非営利活動法人ぴーす 酒田市下安町15番地の5	ヘルパーステーションぴーす 酒田市下安町15番地の5	同 行 援 護	同

山形県告示第443号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団山形愛心会庄内余目病院	東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号	平成27年5月12日から 平成30年5月11日まで

山形県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営三郷堰地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営三郷堰地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

山形市役所及び天童市役所

3 縦覧に供する期間

平成27年4月17日から同年5月21日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年4月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市大野新田字高野場91番から
同 村南394番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月14日

山形県告示第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

山形県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東田川郡庄内町地内及び最上郡大蔵村地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年10月23日から平成27年3月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ）

山形県告示第448号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	変更後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号	平成27.4.1
福島県郡山市喜久田町字松ヶ作16番141号	同左	
東京都新宿区百人町二丁目16番15号	同左	

山形県告示第449号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成27年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	変更後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同左	平成27.4.10
福島県郡山市中町11番5号	同左	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同左	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同左	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	同左	
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	同左	
島根県松江市中原町6番地	同左	
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同左	
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同左	
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同左	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号	同左	

長崎県長崎市万才町3番4号	同左
宮崎県宮崎市川原町5番10号	同左
鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同左

山形県告示第450号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第153号
- 2 指定の場所 寒河江市中央二丁目911番9
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 28.55メートル
- 4 指定年月日 平成27年4月6日

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第20号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月14日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中

「山形県立鶴岡病院 鶴岡市高坂字堰下28」を
「山形県立こころの医療センター 鶴岡市茅原字草見鶴51番地1」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成27年8月14日まで縦覧に供する。

平成27年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオ天童店
天童市芳賀土地区画整理事業地10街区外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号

代表取締役 須藤芳男

3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

平成27年4月1日

5 届出年月日

平成27年3月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年8月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 4. 3	第2635号	526	34	下表のとおり	下表のとおり

誤

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター米沢 米沢市金池五丁目13番21号	訪 問 看 護	平成27. 1. 1
---------------------------------	-------------------------------	---------	------------

正

株式会社山川興業 西置賜郡白鷹町大字十王2861番地1	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	通 所 介 護	平成27. 3. 31
株式会社山川興業 西置賜郡白鷹町大字十王2861番地1	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	短期入所生活介護	同

同

同

同

下から14

下表のとおり

下表のとおり

誤

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター米沢 米沢市金池五丁目13番21号	介護予防訪問看護	平成27. 1. 1
---------------------------------	-------------------------------	----------	------------

正

株式会社山川興業 西置賜郡白鷹町大字十王2861番地1	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	介護予防通所介護	平成27. 3. 31
株式会社山川興業 西置賜郡白鷹町大字十王2861番地1	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	介護予防短期入所生活介護	同

平成27年4月14日印刷
平成27年4月14日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056